

平成三十年十二月十日発行
皇學館論叢第五十一卷第六号 抜刷

風土記の現代語訳について

—— 谷口雅博氏訳『豊後国風土記』をめぐって ——

荊
木
美
行

風土記の現代語訳について

——谷口雅博氏訳『豊後国風土記』をめぐって——

荊 木 美 行

一、はじめに——古典の現代語訳とは——

古典の現代語訳を実現するためには、クリアすべきいくつかの問題がある。

一つには、まず訳のもととなる原文を確定しておく必要がある。正確な現代語訳を作るためには、正しい本文もともが定められることは云うまでもないが、そのためには底本を決め、諸本を博搜して校訂をおこなわねばならない。幸い、風土記ではこの方面のテキスト研究はずいぶん進捗しているが、それでも風土記によっては原文の復元がむづかしいケースもある。

たとえば、『出雲国風土記』は、その複雑な転写の過程が災いして、脱文や誤字が少なくない。また、『播磨国風土記』なども、唯一の伝本である三條西家本に誤脱や判読不能の字体が多くあり、原文の確定がむづかしい場合がままある。『播磨国風土記』の記述の大部分は地名の起源説話で占められており、しかも大半は語呂合わせによるものだ

が、原文のままではなぜそのような地名が導かれるのか、よくわからないケースも少なくない。

他の風土記の場合でも、実際に現代語訳をこころみると、あらためて原文の文字がこれだよいか気がなることも少なくないのであって、風土記の現代語訳化は、スタート時点で大きなハンディを負っていると云えよう。

いま一つ問題なのは、風土記——実際には風土記だけでなく、漢文体の日本の古典全般に共通の問題だが——の現代語訳が、原文からの直接の翻譯ではなく、いわゆる読み下し文を介しておこなわれていることである。

読み下し文とは、漢文訓読の原則にしたがった古典中国語→日本語という一種の「翻譯」であって、日本では外国語の読解方法として長い歴史がある。漢文訓読についてはいろいろと批判もある。たしかに、「君子は其の知らざるところに於ては、蓋し闕如す」(『論語』子路)、「豈身を愛すること桐梓に若かざらんや。思わざるの甚だしきなり」(『孟子』告子上)といった一定の型に嵌った漢文調の文語文では、その場の雰囲気や会話の味をじゅうぶん出すことができない憾みがある。しかしながら、そもそも漢文訓読とは、本来外国語である中国古典語を日本語で読み解くための便法であって、生硬な翻譯と考えて使えば、それはそれで有用なものだと思う。

もっとも、『古事記』『日本書紀』、そして風土記といった古典の読み下し文では、中国の古典や漢詩とはちがう、独自の訓読文がひろく用いられている。たとえば、原文に敬語であることを示す文字がない場合でも、主体が神や天皇の場合、「したまふ」「のたまふ」と補読するのがつねである。現代語訳ではそれをそのまま「なさる」「仰せになる」などと敬語体に訳すことが定着している。ただ、実際はこれも原文の真意をどこまで反映したものかは疑わしい部分もある。山田宗睦氏の『日本書紀』の現代語訳では、原文に敬語を示す文字が存在する場合のみそれを訳出する方針で臨んでいるが、それはそれで一つの見識である。

また、「詔りたまはく」「曰く」ではじまる会話文の末尾に「とのりたまふ」「といふ」などと補読するようなケー

スもある。会話・引用を示すカギ括弧などの符号のなかった時代においては、引用・会話がそこで終わることを示すために、こうした補読は欠かせないものであった。ただ、それをそのまま現代語訳に反映させてしまうと、ややくどいとの印象を免れないのであって、こなれた現代語訳にするには訓読文から乖離する勇氣もときとして必要である。

『古事記』『日本書紀』は長期間にわたる研究の蓄積があり、現代語訳もかなりの数出版されている。それでは、風土記の場合はどうか。

風土記の現代語訳としてよく知られているのは、吉野裕^{ゆたか}『風土記』（平凡社、昭和四十四年八月、のち平成十二年二月に平凡社ライブラリーに収録）である。同書は、五風土記については『古風土記集』（日本古典全集刊行会、大正十五年）を、逸文については久松潜一校注『風土記』（朝日新聞社、昭和三十五年十月）をそれぞれ底本としつつ、秋本吉郎校注日本古典文学大系2『風土記』（岩波書店、昭和三十三年四月）を参照した現代語訳で、風土記全般にわたる現代語訳は、本書をもつて嚆矢となす。しかも、吉野訳はよく考え抜かれたものであって、風土記の現代語訳としては秀逸である。

その後、橋本政次編『現代文播磨国風土記』（播磨史籍刊行会、昭和三十四年十一月）・岡村広法『肥前国風土記考』（肥前国風土記考出版委員会、昭和四十五年十月）・河野辰男『口訳常陸国風土記』（審書房、昭和五十三年十二月）・秋本吉徳『風土記（一）常陸国風土記』（講談社、昭和五十四年十二月）・人見暁郎『常陸国風土記入門』（敬文館、昭和五十五年二月〈序による〉）・『図説播磨国風土記への招待』（柏書房、昭和五十六年九月）・荻原千鶴全訳注『出雲国風土記』（講談社、平成十一年六月）・松本直彦『新典社注釈叢書13 出雲国風土記注釈』（新典社、平成十九年十一月）など、個別の現代語訳が出ているが、五風土記・逸文にわたる現代語訳を附した新訳としては、植垣節也校注・訳新編日本古典文学全集5『風土記』（小学館、平成九年十月）を待たねばならなかった。同書は、風土記とその逸文の原文・読み下し文・現代語訳・注釈を備えており、当時における風土記研究の到達点を示すものとして高く評価できる。こうした、すぐれた現

代語訳が出たためか、その後、現代語訳まで完備した風土記の注釈書はなかなか刊行されることがなかった。

そうしたなか、近年、角川ソフィア文庫の一つとして中村啓信監修・訳注『風土記』上・下（角川書店、平成二十七年六月、以下「本書」と略称する）が上梓された。まことに慶ぶべきことである。同書は、文庫サイズでありながら、五風土記と風土記逸文について、原文・読み下し文・現代語訳・注釈、さらには索引まで、五拍子揃った注釈書である。意外かも知れないが、これらすべてを備えた注釈書は、本書以前には存在しなかったのである。

それだけに刊行前から、本書に対する期待は大きかったのだが、実際に手にとってみると、失望させられる点が少なくなかった。その一端は、拙稿「風土記の注釈について——中村啓信監修・訳注『風土記』の刊行によせて——」（『皇學館論叢』第四十八巻第四号、平成二十七年八月）と『出雲国風土記』の校訂本——角川ソフィア文庫『風土記』上の刊行に寄せて——（『史叢』第五十号、平成二十九年四月）で披露したとおりだが、これだけ風土記研究が飛躍的に進み、すぐれた研究の蓄積がなされているにもかかわらず、少なくとも同書は、そうした研究の先端をゆく注釈書だとは云いがたかった。上記の二書評で取り上げたのは、おもにテキスト（とくに橋本雅之担当の『播磨国風土記』『出雲国風土記』と全体にわたる用語の注釈だったが、もつとも遺憾に思ったのは、現代語訳、具体的には谷口雅博氏担当の『豊後国風土記』『肥前国風土記』の現代語訳である。なにが遺憾かと云うと、この新訳が前述の植垣節也校注・訳新編日本古典文学全集5『風土記』の現代語訳をほぼそのまま借用したものだからである。

谷口氏の新訳を「盗用」よばわりすることは気が進まず、この点についてはあえて拙評では言及しなかった。しかし、最近になって、同書については紙媒体だけでなく、Kindle版までが刊行されている事実を知り、このまま放擲するのいかなものかと考えるに至った。

ただ、筆者がここで両訳が酷似していると主張しても、現物をご覧になったことのないかたには、その異同がよく

わからないだろうし、ことによると、筆者があらぬことを言い立てて谷口氏を貶めようとしているのではないかとさえ勘ぐられかねない。

そこで、小論では、谷口氏による新訳が植垣氏の旧訳とどこまで一致しているのかを、全文にわたって比較・検討し、転用の有無について検証したいと思う。小論では、紙幅の都合から、ひとまず『豊後国風土記』を取り上げ、『肥前国風土記』については別途発表する予定である。

二、谷口訳と植垣訳の比較・検討

まず、植垣訳と谷口訳について上下対照できるように表を作成した。両訳の異同がよくわかるように、行間を調整したところはあるが、改行箇所などは原文のままである。下段の谷口訳でゴチック体にしたところが植垣訳とほぼ文言が一致する箇所である。

『豊後国風土記』現代語訳対照表

植垣節也訳	谷口雅博訳
<p>〔一〕 豊後の国。 郡は八所、〔郷は四十、里は百十〕 駅は九所、〔みな小路〕 烽は五所、〔みな下国〕 寺は二所〔一つは僧の寺、一つは尼</p>	<p>豊後の国。 郡は八所、郷は四十、里は百十。 駅は九所、みな小路 烽は五所、みな下国 寺は二所 僧の寺と、尼の寺。</p>

風土記の現代語訳について（荊木）

の寺」である。

豊後の国は、本、豊前の国と合わせて一つの国であった。昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになった大足彦の天皇（景行天皇）が、豊国の直らの祖先である菟名手にお言葉を賜って、豊の国を治めさせられたところ、豊前の国仲津の郡の中臣の村に到着した。ちょうどその時、日が暮れてそこに泊まった。明くる日の早暁、突然に白い鳥があらわれ、北からやって来て、この村（の空）に飛びかけり集まった。菟名手が、そこで部下の者に命じてその鳥を見させたところ、鳥は、餅に姿を変えた。あつという間に、また、里芋数千株に変わって、花も咲き葉も茂り、生き生きと栄えた。菟名手は、見てふしぎだと思い、こおどりして喜んで言ったことには、「白鳥から姿を変えた芋は、昔からまだ見たことがない。まことに、（天皇の）御徳の高いこと、天地の（神々の御心の）動いたしるしであるぞ」といった。やがて朝廷に参上して、自分の見たありさまを全部申し上げた。天皇は、ここに、大喜びなさって、菟名手に仰せられたことには、

豊後の国は、本、豊前の国と合わせて一つの国であった。昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになった大足彦の天皇（景行天皇）が、豊国の直らの祖先である菟名手にお命じになって、豊の国を治めさせなされた。豊前の国仲津の郡の中臣の村に到着した。その時、日が暮れてそこに泊まった。明くる日の夜明け前に、突然白い鳥があらわれ、北から飛んで来て、この村に集まった。菟名手が、そこで従者の者に命じてその鳥を見させたところ、鳥は餅に姿を変え、あつという間にまた里芋数千株に変わって、その花と葉は冬も栄えた。菟名手は、見てふしぎだと思い、喜んで言ったことには、「白鳥から姿を変えた芋は、昔からまだ見たことがない。まことに天皇の御徳の高さへの、天地のめでたいしるしであるぞ」と言った。やがて朝廷に参上して、このありのさまをすべて天皇に申し上げた。天皇は、ここに、大喜びなさって、菟名手に勅しておっしゃったことには、「それは、天からのよいしるしもの、地上豊かにみゆる象徴である

「それは、天の神からのよい知らせ、地上豊かにみゆる草の話だな。おまえの治める国は、豊国と言うがよい」とおっしゃった。その上に姓を賜って、豊国の直といった。こういうわけで豊国というのである。後、(豊前・豊後の)二つの国に分けて、こちらは豊後の国を名とするようになった。

〔二〕 日田の郡。郷は五所、(里は十四) 駅は一所である。

昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになった大足彦の天皇(景行天皇)が、珠磨贈於を征伐して凱旋なさった時に、筑後の国生葉の行宮を出発され、この郡においてになった。ここに神がいて、名を久津媛という。人の姿になってお出迎え申し、この地域の状態を整理とご報告申した。これによって久津媛の郡といった。今、日田の郡というのは、訛ったのである。

石井の郷。「郡の役所の南にある」昔、この村に土蜘蛛のとりでがあった。石を使わず、土で築いていた。これによって名づけて無石のとりでと言った。後の人が石井の郷というのは、誤っているのである。

ぞ。おまえの治める国は、豊国というがよい」とおっしゃった。その上に姓を賜って、豊国の直といった。こういうわけで豊国というのである。後、(豊前・豊後の)二つの国に分けて、こちらは豊後の国を名とした。

日田の郡。郷は五所、里は十四 駅は一所。

昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになった大足彦の天皇(景行天皇)が、珠磨贈於を征伐して凱旋なさった時に、筑後の国生葉の行宮を出発し、この郡においてになった。ここに神がいた。名を久津媛という。人の姿となって参上してお出迎えし、この土地の状態を整理してご報告申し上げた。これによって久津媛の郡といった。今、日田の郡というのは、訛ったのである。

石井の郷。郡の役所の南にある 昔、この村に土蜘蛛のとりでがあった。石を使わず、土で築いていた。これによって名づけて無石のとりでと言った。後の人が石井の郷というのは、誤っているのである。

郷の中に河が流れていて、名を阿蘇川という。その源は肥後の国の阿蘇の郡の少国の峰から出て、流れてこの郷に来て、球珠川に通じ、合流して一つの川になって名を日田川と変える。年魚がたくさんいる。最後は、筑前・筑後などの国を通り過ぎて、西の海に入る。

鏡坂。「郡の役所の西にある」昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになった大足彦の天皇（景行天皇）が、この坂の上に登り、地域の形勢をご覧になって、そこで仰せられたことには、「この地の形は、鏡の面にとってもよく似ているなあ」とおっしゃった。これによって鏡坂という。これがその由来である。

鞆編の郷。「郡の役所の東南にある」昔、磯城嶋の宮で天下をお治めになった天国排開広庭の天皇（欽明天皇）のみ世に、早部の君らの祖である邑阿自が、鞆部としてお仕え申した。その邑阿自が、この村に来て、家を造って住んでいた。これによって名を鞆負の村という。後世の人が名を改めて鞆編の郷という。

郷の中に川が流れていて、名を球珠川という。その源

郷の中に河が流れている。名を阿蘇川という。その源は肥後の国の阿蘇の郡の少国の峰から出て、流れてこの郷に来ている。球珠川に通じ、合流して一つの川となっている。名を日田川と言う。年魚がたくさんいる。最後は、筑前・筑後などの国を通り過ぎて、西の海に入る。

鏡坂。郡の役所の西にある。昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになった天皇（景行天皇）が、この坂の上に登り、土地の形状をご覧になって、勅しておっしゃったことには、「この地の形は、鏡の面に似ているなあ」とおっしゃった。これによって鏡坂という。これがその由来である。

鞆編の郷。郡の役所の東南にある。昔、磯城嶋の宮で天下をお治めになった天国排開広庭の天皇（欽明天皇）のみ世に、早部の君らの祖である邑阿自が、鞆部としてお仕え申した。その邑阿自が、この村に来て、家を造って住んでいた。これによって名を鞆負の村という。後世の人が名を改めて鞆編の郷という。

郷の中に川が流れている。球珠川という。その源は球

は球珠の郡の東南の山から出て、流れて石井の郷に来て、阿蘇川に通じ、合流して一つの川になる。今、日田川ひたがわというのは、この川である。

五馬山いつまやま。「郡の役所の南にある」昔、この山に土蜘蛛つちぐもがいて、名を五馬媛いつまひめと言った。これによって五馬山という。飛鳥あすかの浄御原きよみはらの宮で天下を治めになった天皇てんむ（天武天皇）のみ世よ、戊寅つちのえとらの年（六七八）に、ひどく地震で揺られて、山も岡も裂けて崩れた。この山の一つの谷間は崩れ落ち、怒り狂った泉が、あちこちに（ほとばしり）出た。湯の気は火傷やけどしそうなほど熱く、飯を炊くのに使えば早く蒸し上がる。ただ、一所の湯は、その穴が井に似ている。口の直径は一丈余り、深いか浅いかはわからない。水の色は濃い藍色あいいろのようであるが、ふだんは流れない。人の声を聞けば、驚き怒って泥を奔騰ほんとうさせること、一丈余りほどである。今、いかり湯というのは、ここである。

珠の郡の東南の山から出て、流れて石井の郷に来て、阿蘇川に通じ、合流して一つの川となる。今、日田川ひたがわというのは、訛ひまっているのである。

五馬山いつまやま。郡の役所の南にある 昔、この山に土蜘蛛つちぐもがいた。名を五馬媛いつまひめと言った。これによって五馬山という。飛鳥あすかの浄御原きよみはらの宮で天下を治めになった天皇てんむ（天武天皇）の御世ごせい、戊寅つちのえとらの年（六七八）に、大きな地震で揺られて、山も岡も裂けて崩れた。この山の一つの谷間は崩れ落ち、怒り狂った泉が、あちらこちらに吹き出した。湯の気は盛んで熱く、飯を炊くのに使えば早く炊き上がる。ただ、一所の湯は、その穴が井に似ている。穴の口の直径は約三メートル余り、深いか浅いかわからない。水の色は濃い藍色あいいろのようであり、いつも流れてはいない。人の声を聞くと、驚き怒って泥を噴き騰はなげること、約三メートルほどである。今、いかり湯というのは、これである。

〔三〕 球珠の郡。郷は三所、〔里は九〕 駅は一所である。

昔、この村にとても大きな樟の木があった。これによつて球珠の郡という。

〔四〕 直入の郡。郷は四所、〔里は十〕 駅は一所である。

昔、郡の役所の東にある垂水の村に、桑が生えていた。その高さはきわめて高く、枝も幹もまっすぐで、端正な美しさがあったので、土地の人は、直桑の村といつていた。のちの人が改めて直入の郡といつてはいるが、それがここである。

柏原の郷。〔郡の役所の南にある〕 昔、この郷に柏の木がとてもたくさん生えていた。これによつて柏原の郷といふ。

祢疑野。〔柏原の郷の南にある〕 昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになつた天皇（景行天皇）がおいでになつた時に、この野に土蜘蛛がいて、それは名を打援・八田・国摩侶という者ども三人であつた。天皇は、ご自身でこの賊を討とうとお思ひになつて、この野にいらつしやつ

球珠の郡。郷は三所、里は九 駅は一所である。

昔、この村にとても大きな樟の木があった。これによつて球珠の郡という。

直入の郡。郷は四所、里は十 駅は一所である。

昔、郡の役所の東にある垂水の村に、桑が生えていた。その高さはきわめて高く、枝も幹もまっすぐで、美しかった。それで土地の人は、直桑の村といつた。後の人が改めて直入の郡といつてはいるのは、これである。

柏原の郷。郡の役所の南にある 昔、この郷に柏の木がとてもたくさん生えていた。これによつて柏原の郷といふ。

祢疑野。柏原の野の南にある 昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになつた天皇（景行天皇）がおいでになつた時に、この野に土蜘蛛がいた。名を打援・八田・国摩侶という三人であつた。天皇は、ご自身でこの賊を討とうとお思ひになつて、この野にいらつしやつて、お言葉

て、お言葉を賜り、兵士たちを全員ねぎらいたもうた。これによつて祢疑野ねぎのというが、それがここである。

蹴石野かみじの。「柏原かしわらの郷さとの中にある」同じ天皇が、土蜘蛛の賊を討とうとお思ひになつて、柏峡かしわおの大野においでになつた。野の中に石があり、それは長さ六尺、幅三尺、厚さ一尺五寸であつた。天皇が、神意を問うために祈られたことには、「わたしは、この賊を滅ぼそうという意志のもとにこの石を踏むので、聞き届けられるならば、たとえば（風に吹かれる）柏の葉のように（軽々と舞い）あがれ」とおっしゃつて、ただちに踏まれると、石がまるで柏の葉のように舞いあがつた。これによつて蹴石野ふみいしのという。

球覃くたまの郷さと。「郡ごほりの役所の北にある」この村に泉がある。同じ（景行）天皇が、おいでになつた時に、お食事の用意をする人が、御飲物にしようと泉の水を従者に汲くませたところ、そこには蛇籠おかみ（於お箇美かみという）がいた。このとき、天皇がおっしゃつたことには、「きつと臭いにおいがするはずだ。決して汲んで使つてはならない」と仰

発して、兵士たちを全員ねぎらいなさつた。それで祢疑野ねぎのという、それがここである。

蹴石野ほむじの。柏原かしわらの郷さとの中にある。同じ天皇が、土蜘蛛の賊を討とうとお思ひになつて、柏峡かしわおの大野においでになつた。野の中に石があつた。それは長さ約百八〇センチメートル、幅約九〇センチメートル、厚さ約三三センチメートルであつた。天皇が、ウケヒをしておっしゃることには、「私は、この賊を滅ぼすのに成功するしるしとして、この石を踏めば、たとえば柏の葉のようになれ」とおっしゃつて踏まれると、石は柏の葉のように舞いあがつた。これによつて蹴石野ふみいしのという。

球覃くたまの郷さと。郡ごほりの役所の北にある。この村に泉がある。同じ（景行）天皇が、おいでになつた時に、お食事の用意をする人が、御飲物にしようと泉の水を従者に汲くませたところ、そこには蛇籠おかみ オカミという がいた。このとき、天皇がおっしゃつたことには、「きつと臭いにおいがするはずだ。決して汲んで使つてはならない」とお

せられた。これによって名を臭泉くさいずみといい、これによって村の名とした。今、球覃きゅうたんの郷ごうというのは、訛なまつているのである。

宮処野みやこの。「朽網くたみの郷ごうにある野のである」同じ天皇が、土蜘蛛つちぐもを征伐しようとお思いになった時に、行宮かりみやをこの野のに起工きこうされた。こういうわけで、名を宮処野みやこのという。

救覃きゅうたんの峰の。「郡の役所の北にある」この峰の頂のに、火がいつも燃え続けている。麓ふもとにいくつかの川のがあり、名を神の河のという。また、二つの湯の河のがあり、流れて神の河のにそそぎ入る。

〔五〕大野おおいのの郡の。

郷ごうは四所の、「里はは十二の」駅えきは二所の、烽とみは一所のである。

この郡の管轄くわんかつかは、ことごとく原野はらばかりである。これによって、名づけて大野おおいのの郡のという。

海石榴うまいち市いち・血田ちた。「ともに郡の役所の南にある」昔ま、纏まと向むかの日代ひしろの宮ので天下あめをお治めになった天皇（景行天皇）が、球覃きゅうたんの行宮かりみやにおいてになった。そこで鼠ねずみの岩屋いわやの土蜘蛛つちぐも

しゃつた。これによって名を臭泉くさいずみといい、村の名とした。今、球覃きゅうたんの郷ごうというのは、訛なまつているのである。

宮処野みやこの。朽網くたみの郷ごうにある野のである。同じ天皇が、土蜘蛛つちぐもを征伐しようとお思いになった時に、行宮かりみやをこの野のに建てた。こういうわけで、名を宮処野みやこのという。

救覃きゅうたんの峰の。郡の役所の南にある。この峰の頂のに、火がいつも燃え続けている。麓ふもとにいくつかの川のがある。名を神の河のという。また、二つの湯の河のがあり、流れて神の河のに合流する。

大野おおいのの郡の。郷ごうは四所の、里はは十一の。駅えきは二所の、烽とみは一所のである。

この郡の管轄くわんかつか内は、ことごとく原野はらばかりである。これによって、名づけて大野おおいのの郡のという。

海石榴うまいち市いち・血田ちた。ともに郡の役所の南にある。昔ま、纏まと向むかの日代ひしろの宮ので天下あめをお治めになった天皇（景行天皇）が、球覃きゅうたんの行宮かりみやにおいてになった。そこで鼠ねずみの岩屋いわやの土蜘蛛つちぐも

蜘蛛を責めて討とうとお思いになつて、部下にお言葉を賜り、海石榴の樹を伐りとつて槌に作つて武器とし、ただちに勇猛な兵士を選んで、武器の槌を授けて、山に穴をあけ草を押し倒して進み、土蜘蛛を襲つて、全部を罰して殺させられた。流れる大量の血はくるぶしが没するほどの深さになつた。その槌に作つた所を、海石榴市といい、また血を流した所を、血田という。

網磯野。「郡の役所の西南にある」同じ天皇が、おいでになつた時に、この地に土蜘蛛がいて、それは名を小竹鹿奥〔志努汗意根という〕・小竹鹿臣といった。この土蜘蛛二人が、御食事を作ろうとして、狩りを催したが、その狩人の声がとてもやかましかった。天皇がおつしやつたことには「大囃（ひどくやかましいぞ）〔阿那美須という〕」と仰せられた。これによつて大囃野といった。今、網磯野というのは、訛つているのである。

〔六〕海部の郡。

郷は四所、〔里は十二〕一駅は一所、烽は二所である。

風土記の現代語訳について（荊木）

を撃とうとお思いになつて、部下にお命じになつて、海石榴の木を伐りとつて槌に作つて武器とし、ただちに勇猛な兵士を選んで、武器の槌を授けて、山に穴をあけ草を押し倒して、土蜘蛛を襲つて、皆を罰して殺させなされた。流れる血はくるぶしが没するほどの量であつた。その槌に作つたところを海石榴市といい、また血を流した所を、血田という。

網磯野。郡の役所の西南にある 同じ天皇が、おいでになつた時に、この地に土蜘蛛がいて、名を小竹鹿奥 シノカオキという 小竹鹿臣といった。この土蜘蛛二人が、御食事を作ろうとして、狩りを催したが、その狩人の声がとてもやかましかった。天皇がおつしやつたことには、「ひどくやかましいぞ アナミスという」とおつしやつた。これによつて大囃野といった。今、網磯野というのは、訛つているのである。

海部の郡。郷は四所、里は十二 駅は一所、烽は二所である。

この郡の民は、みな海辺のアマ（漁師）である。これによって海部の郡という。

丹生の郷。「郡の役所の西にある」昔の人が、この山の砂を採取して丹に（朱沙）と誤った。これによって丹生の郷という。

佐尉の郷。「郡の役所の東にある」この郷もとの名は酒井であった。今、佐尉の郷というのは、訛っているのである。

穂門の郷。「郡の役所の南にある」昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになった天皇（景行天皇）が、御船をこの湾の入口に停泊させられたところ、海の底に海藻がとでもたくさん生えていて、形がすらりとして端麗であった。そこでおっしゃったことには、「最勝海藻（保都米という）を取れ」と仰せられた。つまり御食料に奉らせられたのであった。これによって最勝海藻の門という。今、穂門というのは、訛っているのである。

〔七〕 大分の郡。

この郡の人民はみな海辺の海人（漁師）である。これによって海部の郡という。

丹生の郷。郡の役所の西にある 昔の人が、この山の砂を採取して丹（朱沙）にあてた。これによって丹生の郷という。

佐尉の郷。郡の役所の東にある この郷もとの名は酒井であった。今、佐尉の郷というのは、訛っているのである。

穂門の郡。郡の役所の南にある 昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになった天皇（景行天皇）が、御船をこの湾の入口に停泊なさったところ、海の底に海藻がとでもたくさん生えていて、形が長くて端麗であった。そこでおっしゃったことには、「最もすぐれた海藻 ホツメというを取れ」とおっしゃって御食料に奉らせられたのであった。これによって最勝海藻の門という。今、穂門というのは、訛っているのである。

大分の郡。郷は九所、里は二十五 駅は一所、烽は一

郷は九所、〔里は二十五〕駅は一所、烽は一所、寺は二所〔一つは僧の寺、一つは尼の寺〕である。

昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになった天皇（景行天皇）が、豊前の国の京都の行宮から、この郡においてになり、地域の状況をご覧になって、讚嘆しておっしゃったことには、「なんと広く大きいものだ、この郡は。碩田の国〔碩田をば大分という〕と名づけるがよい」と仰せられた。今、大分というが、これがその由来である。

大分河。〔郡の役所の南にある〕この河の源は、直入の郡にある朽網の峰から出て、東に向かって下り流れ、この郡を通りぬけて、最後は東の海に入る。これによって大分川という。年魚がとてまくさんいる。

酒水。〔郡の役所の西にある〕この水の源は、郡の役所の西にある柏野の岩の中から出て、南に向かって下り流れる。その色はふつうの水のようで、味は少しばかり酸い。これを使つて痲癬〔胖太氣という〕を治すことができる。

所、寺は二所 一つは僧の寺、一つは尼の寺 である。

昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになった天皇（景行天皇）が、豊前の国の京都の行宮から、この郡においてになり、土地の形状をご覧になって、讚嘆しておっしゃったことには、「なんと広く大きいものだ、この郡は。碩田の国 碩田をばオオキダという と名づけるがよい」とおっしゃった。今、大分という、これがその由来である。

大分河。郡の役所の南にある この河の源は、直入の郡にある朽網の峰から出て、東に向かって下り流れ、この郡を通りぬけて、最後は東の海に入る。これによって大分川という。年魚がとてまくさんいる。

酒水。郡の役所の西にある この水の源は、郡の役所の西にある指野の岩の中から出て、南に向かって下り流れる。その色はふつうの水のようで、味は少しばかり酸い。これを使つて痲癬 ハタケという を治すことができる。

〔八〕速見の郡。

郷は五所、〔里は十三〕 駅は二所、烽は一所である。

昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになつた天皇（景行天皇）が、球磨贈於を責めて討とうと思われて、筑紫においでになり、周防の国佐婆津から船出してお渡りになつて、海部の郡宮浦に停泊された。ちょうどその時、この村に女人がいて、名を速津媛といい、その村の長であつた。さて天皇のおいでになるのを聞いて、自身で迎え奉つて、申しあげて言うのには、「この山に大きな岩屋がありまして、名を鼠の岩屋といい、土蜘蛛が二人住んでおります。その名を青・白といいます。また、直入の郡祢野に、土蜘蛛が三人おり、その名を打猿・八田・国摩侶といいます。この五人は、みなそれぞれ人柄が荒つぽく、手下の者どももまた大勢おります。みな、そして言うことには、『天皇の命令に従うまいぞ』といつております。もしむりやりに召されますと、兵を集めて抵抗申すでありますよ」と申しした。そこで、天皇は兵

速見の郡。郷は五所、里は十三 駅は二所、烽は一所である。

昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになつた天皇（景行天皇）が、クマソを責めて討とうと思われて、筑紫においでになつた。周防の国佐婆津から船出してお渡りになつて、海部の郡の宮浦に停泊された。その時、この村に女人がいて、名を速津媛といつた。その村の長であつた。天皇のおいでになるのを聞いて、自身で迎え奉つて、申しあげて言うのには、「この山に大きな岩屋があります。名を鼠の岩屋といいます。土蜘蛛が二人住んでおります。その名を青・白といいます。また、直入の郡の祢野に、土蜘蛛が三人います。その名を打猿・八田・国摩侶といいます。この五人は、みなそれぞれ人柄が強暴で、手下の者どももまた大勢おります。みな、そして言うことには、『天皇の命令には従うまい。もしむりやりに従わせようとすると、兵を集めて抵抗するだろ』と言つています」と申し上げた。そこで、天皇は兵

士をつかわして、その敵の大切な拠点の交通をさえぎって、全部罪人として殺してしまわれた。これによって名を速津媛の国といった。後の人が改めて速見の郡はやみこおりといっている。

赤湯あかゆの泉。「郡の役所の西北にある」この湯の湧く穴は、郡の役所の西北にある竈門山かまどやまにある。その周囲は十五丈ばかりである。湯の色は赤くて泥土がある。これを使って家の柱を塗るのにちょうどよい。泥が流れて外に出ると、色が変わって清水になり、東に向かつて下り流れる。これによって赤湯の泉という。

玖倍理湯くべりゆの井。「郡の役所の西にある」この湯の井は、郡の西にある河直山かわなおやまの東の岸にある。口の直径は一丈余りである。湯の色は黒く、泥は、ふだんは流れていない。人がこっそりと井のあたりに行つて、大声を出して叫べば、驚き鳴つて湧きかえり、奔騰ほんとうすること二丈余りほどである。その湯気は火の燃えるように熱く、向かつて近づくことができない。あたりの草木は、すっかり枯れたりしおれたりしている。これによって慍湯いかりゆの井という。

士をつかわして、その敵の要害をさえぎって、ことごとく討ち滅ぼしてしまわれた。これによって名を速津媛の国といった。後の人は改めて速見の郡はやみこおりといっている。

赤湯あかゆの泉。郡の役所の西北にある。この湯の湧く穴は、郡の役所の西北にある竈門山かまどやまにある。その周囲は四五メートルばかりである。湯の色は赤くて泥土がある。これを使って家の柱を塗るのに充分である。泥が流れて外に出ると、色が変わって清水になり、東に向かつて下り流れる。これによって赤湯の泉という。

玖倍理湯くべりゆの井。郡の役所の西にある。この湯の井は、郡の西にある河直山かわなおやまの東の岸にある。井の口の直径は三メートル余りである。湯の色は黒く、泥は、ふだんは流れていない。人がこっそりと井のあたりに行つて、大声を出して叫べば、驚き鳴つて湧きかえり、ほとぼしるのと六メートルほどである。その湯気は火の燃えるように熱く、向かつて近づくことができない。あたりの草木は、すっかり枯れたりしおれたりしている。これによって慍湯いかりゆ

土地の言葉では玖倍理湯の井という。

袖富の郷。「郡の役所の西にある」この郷の中に、桤の樹がたくさん生えている。いつも桤の皮を採って、木綿を造る。これによって袖富の郷という。

袖富の峰。「袖富の郷の東北にある」この峰の頂に石室がある。その深さ十丈余り、高さ八丈四尺、広さは三丈余りである。常に水の凍ったのがあって、夏を経ても溶けない。いったい袖富の郷は、この峰に近いところにある。これによって峰の名とした。

頸の峰。「袖富の峰の西南にある」この峰の下に、水田がある。もとの名は宅田であった。この田の苗を、鹿が来ていつも食っていた。田主が、柵を造って様子をみながら待っていると、鹿がやってきて、自分の頸をあげて、柵の間にすっぽりを入れて、苗を食った。田主は、鹿を捕まえて、その頸を斬ろうとした。その時、鹿が助けを乞うて言ったことには、「わたしは、いま誓いを立てます。わたしの死に値する重い罪をお許しください。もし大きなお恵みを与えられて、生きのびることができました

湯の井という。土地の言葉では玖倍理湯の井という。

袖富の郷。郡の役所の西にある この郷の中に、桤の樹がたくさん生えている。いつも桤の皮を採って、木綿を造る。これによって袖富の郷という。

袖富の峰。袖富の郷の東北にある この峰の頂に石室がある。その深さ約三〇メートル、高さ約三メートル、広さは約九メートルである。常に水の凍ったのがあって、夏をすぎても溶けない。すべて袖富の郷は、この峰に近いところにある。これによって峰の名とする。

頸の峰。袖富の峰の西南にある この峰の下に水田がある。もとの名は宅田である。この田の苗を、鹿が来ていつも食っていた。田主が、柵を造って様子を窺い待っていた。すると鹿がやってきて、自分の頸をあげて、柵の間に突っ込んで、苗を食った。田主は、鹿を捕まえて、その頸を斬ろうとした。その時、鹿が許しを乞うて言ったことには、「私は、いま誓いを立てます。私の死に値する重い罪をお許しください。もし大きなお恵みを下さって、生きのびることができたら、私の子孫に苗

ら、わたしの子孫に苗を絶対に食べてはならないと申します」といった。田主は、そこで、全くふしぎなことだと思ひ、放免して斬らなかつた。この時以來、この田の苗は、鹿に食われなくなり、その実りを完全に得られる。これによつて頸田くびたといひ、また、そのの峰の名とした。

田野たの。「郡の役所の西南にある」この野は広々として、土地がよく肥えている。田を開墾するよさは、この土地に比べられるものがない。昔、郡内の民が、この野に住んで、多くの水田を開墾したが、自分たちの食糧には余つて、(刈つた稲を)畝うねに置いたままにして置き、自分の富にひどく思ひあがつて得意になり、(その挙句)餅を作つて弓の的として遊んだ。その時、餅が白鳥に姿が変わり、南をさして飛び去つた。その年の間に、農民たちは死に絶えて、水田を耕作する者なく、けつきよく荒野になつてしまつた。その時から後、水田に適しない。今、田野というが、これがその由来である。

を絶対に食べてはならないと伝えます」と言つた。田主は、そこで、たいそうふしぎなことだと思ひ、放免して斬らなかつた。この時以來、この田の苗は、鹿に食われなくなり、その実りを得ている。これによつて頸田くびたといひ、また、そのの峰の名とした。

田野たの。郡の役所の西南にある。この野は広々として大きく、土地がよく肥えている。田を開墾する便のよさは、この土地に比べられるものがない。昔、郡内の人民が、この野に住んで、多くの水田を開墾した。自分たちの食糧には余つて、(刈つた稲を)畝うねに置いたままにして置き、自分等の富にひどく思ひあがつて得意になり、(その挙句)餅を作つて弓の的として遊んだ。その時、餅が白鳥の姿に変わり、南をさして飛び去つた。その年の間に、人民たちは皆死に絶えて、水田を耕作する者なく、とうとう荒野になつてしまつた。その時から後、この地は水田に適していない。今、田野という、これがその由来である。

〔九〕国埼くにさきの郡こおり

郷さとは六所むくし〔里さとは十六〕である。

昔、纏向まきむくの日代ひしろの宮で天下をお治めになった天皇（景行天皇）の御船みふねが、周防すおうの国佐婆津さばつから出発して、海をお渡りになったが、遙かにこの国をご覧になっておっしゃったことには、「その、見えるものは、ひよつとして国のサキ（岬）ではないか」と仰せられた。これによって国埼くにさきの郡こおりという。

伊美いみの郷さと。「郡の役所の北にある」同じ天皇が、この村においてになって、おっしゃったことには、「この国は、都からの道が遙かに遠く、山はけわしく谷は深く、行き来する人もほとんどない。さてここに国を見ることが今やとどできた」と仰せられた。これによって国見くにみの村という。今、伊美の郷さとというのは、それが訛なまっているのである。

（植垣節也校注・訳新編日本古典文学全集5『風土記』二八四
（三〇五頁より引用）

国埼くにさきの郡こおり。郷さとは六所むくし 里さとは十六 である。

昔、纏向まきむくの日代ひしろの宮で天下をお治めになった天皇（景行天皇）の御船みふねが、周防すおうの国佐婆津さばつから出発して、海をお渡りになった。その時、遙かにこの国をご覧になっておっしゃったことには、「その、見えるものは、ひよつとして国のサキ（岬）ではないか」とおっしゃった。これによって国埼くにさきの郡こおりという。

伊美いみの郡こおり。郡の役所の北にある 同じ天皇（景行天皇）が、この村においてになって、おっしゃったことには、「この国は都からの道が遙かに遠く、山谷はけわしく深く、行き来する人もほとんどない。今その国を見ることが今やとどできた」とおっしゃった。これによって国見くにみの村という。今、伊美の郷さとというのは、それが訛なまっているのである。

（中村啓信監修・訳注『風土記』下四〇～五〇頁より引用）

これをご覧いただければ、いかに両現代語訳がよく似ているかわかりいただけれると思う。とくに、総記・速水郡総記・同郡赤湯泉・同郡玖倍理湯井の箇所などは、植垣訳とほとんど渝るところがないのには嘩然とする。日田郡の鏡坂条などは、植垣訳に、

【植垣訳】鏡坂。「郡の役所の西にある」昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになった大足彦の天皇（景行天皇）が、この坂の上に登り、地域の形勢をご覧になって、そこで仰せられたことには、「この地の形は、鏡の面に似ているなあ」とおっしゃった。これによって鏡坂という。これがその由来である。

とある箇所が、谷口訳では、

【谷口訳】鏡坂。郡の役所の西にある。昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになった天皇（景行天皇）が、この坂の上に登り、土地の形状をご覧になって、勅しておっしゃったことには、「この地の形は、鏡の面に似ているなあ」とおっしゃった。これによって鏡坂という。これがその由来である。

となっている。また、大野郡、海石榴市・血田条では、

【植垣訳】海石榴市・血田。「ともに郡の役所の南にある」昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになった天皇（景行天皇）が、球覃の行宮においてになった。そこで鼠の岩屋の土蜘蛛を責めて討とうとお思いになって、部下にお言葉を賜り、海石榴の樹を伐りとつて槌に作つて武器とし、ただちに勇猛な兵士を選んで、武器の槌を授けて、山に穴をあけ草を押し倒して進み、土蜘蛛を襲って、全部を罰して殺させられた。流れる大量の血はくるぶしが没するほどの深さになった。その槌に作つた所を、海石榴市といい、また血を流した所を、血田という。

とある箇所が、

【谷口訳】海石榴市・血田。ともに郡の役所の南にある。昔、纏向の日代の宮で天下をお治めになった天皇（景行

風土記の現代語訳について（荆木）

天皇（天皇）が、球くたま草くさの行宮かりみやにおいてになつた。そこで鼠ねずみの岩屋いわやの土蜘蛛つちぐもを撃とうとお思ひになつて、部下にお命じになつて、海石うみいし榴りゅうの木を伐りとつて槌つちに作つて武器とし、ただちに勇猛な兵士を選んで、武器の槌つちを授けて、山に穴をあけ草を押し倒して、土蜘蛛を襲つて、皆を罰して殺させなかつた。流れる血はくるぶしが没するほどの量であつた。その槌つちに作つたところを海石うみいし榴りゅう市いちといい、また血を流した所を、血田ちけという。

となつてゐる。『豊後国風土記』の原文は素直な文体で、誰が現代語訳してもある程度一致するのはやむを得ないことである（とくに、固有名詞などは一致して当然である）。そこが、すでに訳文の存在する風土記の現代語訳のつらいところであり、この点で、筆者は谷口氏に同情的である。ただ、ここまで言い回しが酷似していると、谷口訳は植垣訳をほぼそのまま転用したものであると断定せざるをえない。とくに、ルビの附されている箇所までがことごとく一致しているのは、転用とみなす動かぬ証拠である。

このほかに、**【植垣訳】**↓**【谷口訳】**という露骨な転用を示す例としては、直人郡、球草くたまのくさ郷条のきょうじょうの以下の訳文である。**【植垣訳】**球草くたまのくさの郷のきょう。（郡のこおりの役所の北にある）この村に泉がある。同じ（景行）天皇が、おいでになつた時に、お食事の用意をする人が、御飲物ごのりやくぶつにしようとう泉の水を従者に汲くませたところ、そこには蛇籠おつかみ（於お簡美かみという）がいた。このとき、天皇がおつしやつたことには、「きつと臭いにおいがするはずだ。決して汲くんで使つてはならない」と仰せられた。これによつて名を臭泉くさいずみといい、これによつて村の名とした。今、球草くたまのくさの郷のきょうというのは、訛なまつてゐるのである。

【谷口訳】球草くたまのくさの郷のきょう。郡のこおりの役所の北にある。この村に泉がある。同じ（景行）天皇が、おいでになつた時に、お食事の用意をする人が、御飲物ごのりやくぶつにしようとう泉の水を従者に汲くませたところ、そこには蛇籠おつかみ オカミという がいた。このとき、天皇がおつしやつたことには、「きつと臭いにおいがするはずだ。決して汲くんで使つてはならない」

とおっしゃった。これによって名を臭泉くさいずみといい、村の名とした。今、球覃の郷というのは、訛まつているのである。文章・ルビがほぼ一致するのはさききの二例と同様だが、転用がよくわかるのは傍線部分の表現である。

『豊後国風土記』には景行天皇の名が頻出するが、同一条内で天皇名が二度繰り返される場合には「同天皇」と記されるのが通例である。『肥前国風土記』もそうだが、こうした原則は風土記全文を通じてよく守られている。西海道せいかいの風土記は最終的に大宰府で編纂・調整されたといわれているが、そうした推測を裏づけるかのような整然とした表記である。

それはともかく、植垣節也氏は、ご自身の訳のなかで、原文の「同天皇」は「同じ天皇」と訳するのがつねである。そこにわざわざ天皇名を括弧に括って補足することはない。ところが、唯一の例外が、右の球覃郷条である。ここでは「同じ（景行）天皇」というように、括弧のなかに天皇名を注記しているのである。いつぼう、谷口訳はどうかというところ、こちらも原文の「同天皇」は「同じ天皇」と訳すのをつねとしているのだが、例外的にこの条だけ「同じ（景行）天皇」と植垣訳とおなじ表記を採用しているのである。

これを偶然の一致と言いつけるのはできないのであって、遺憾ながら、谷口訳は植垣訳をほぼそのまま無断で転用したものと判断せざるをえないのである。あるいは版元の小学館やご遺族の許可を得られたのかも知れないが、本書のどこにもそのことは記されていないので、われわれ第三者がこれを「無断転用」と称しても、それは谷口氏への誹謗中傷というにはあたらないうであらう。

無論、谷口訳もすべてが植垣訳を転用したわけではない。部分的に字句は変えたところが見受けられ、そこに若干の創意が看取される箇所も皆無ではない。とくに、寸法に関してはメートル法に換算して示しているところなどは谷口訳の工夫である。ただ、他の多くの文言の一致は否定できないのである。

思うに、谷口氏は、本書の新訳を試みるにあたって、まず植垣訳を入力・データ化し、それを「討駁」しようとしたのだが、なんらかの理由で、じゅうぶん実行できなかったのではなからうか。

三、小括

最初に本書をみたとき、『豊後国風土記』は植垣訳を転載したものかと思った。ただ、凡例その他をみても、そうした断わりもなく、細かく検討してみると、ところどころ訳がちがっている箇所も見受けられる。しかし、オリジナルな新訳というには、あまりにも植垣氏の旧訳に酷似しているのである。

そこで、以下の二点について、谷口氏ご本人に確認したい。

(一) 筆者の調査では、谷口訳は植垣訳をほぼそのまま転用したものだと思うが、この点に対するご自身の考えは如何。あくまで自身の手になる新訳だと主張されるのか。

(二) 植垣訳を転用したことをお認めになるなら、どうして当該書のなかでそのことを断らないのか。六一頁の参考文献にさえ植垣訳をあげていないのはなぜなのか。

念のために申し上げておくが、筆者は無断転用を言い立てて、谷口氏を指弾しようというのではない(ただし、ご本人に思いついた節があるなら、それは研究上の倫理観の缺如だから、深く反省していただきたいと思う)。それよりも、こうした安易な注釈書の出版は、風土記研究の進展に結びつかないのではないかと云いたいのである。谷口氏が独自に風土記を現代語訳した結果、どうしても植垣訳との一致を避けられなかったというなら、それはやむを得ないが、多くの読者が利用する最新の文庫において旧訳の域を出ない現代語訳など、あえて公開の必要などないように思う。

植垣節也先生はすでに平成二十五年に物故されたから、当然、この谷口訳のことはご存じない。しかし、もし先生がご存命で本書をご覧になったとしたら、どのように感じられたらうか。これは筆者の想像だが、無断借用を慷慨するよりも、自分の旧訳を超えるところの乏しいこの新訳を、研究の停滞として悲しまれるのではないだろうか。先生をよく知る一人として少なくとも筆者はそう感じる。

〔附記〕

『肥前国風土記』については、別に発表した拙稿「風土記の現代語訳について―谷口雅博氏訳『肥前国風土記』をめぐる―」（『古典と歴史』2、平成三十年十一月）を参照されたい。

（いばらき よしゆき・皇學館大学研究開発推進センター教授）